

## 東京都歩行者シミュレータ利用申込要領

### (目的)

第1 この要領は、バーチャルリアリティの世界に再現した街並みの中を歩くことで、危険を予測する能力を高めることを目的とした機材「歩行者シミュレータ」（以下「シミュレータ」という。）の利用申込みについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (シミュレータの構成)

第2 シミュレータの構成は、別表のとおりとする。

### (利用申込対象者)

第3 シミュレータの利用申込対象者は、歩行者の交通安全を目的とした交通安全講習会等を主催する区市町村その他の官公署、学校、団体等（以下「利用者」という。）とする。

2 シミュレータを運用する場所は、東京都内の屋内施設及び全天候型の屋外施設とする。

### (シミュレータの利用)

第4 シミュレータは、東京都（以下「都」という。）の委託する業者（以下「業者」という。）が運搬、設置、操作、進行及び撤収するものとする。

2 利用者は、シミュレータを有効に活用して、参加者の交通安全意識の向上と理解を深めるものとする。

3 シミュレータの利用後は、利用前の状態に戻して業者を通じて都に返却するものとする。

4 シミュレータを構成する機器は、他の機器と接続するなど、目的外に使用してはならない。

### (利用の申込み)

第5 利用者（小学校を除く）は、利用を希望する日の原則2ヵ月前までにあらかじめ、都に電話で予約をしたうえで、1ヵ月前までに様式1の「歩行者シミュレータ利用申込書」（以下「利用申込書」という。）を都に提出するものとする。

2 利用予約（小学校を除く）は、原則として利用希望日の6ヵ月前から受け付けるものとする。

3 小学校を対象としたシミュレータの利用申込みは、あらかじめ都が行う年度ごとの実施希望校募集の申込期限内に各小学校から送付を受けた様式2「歩行者シミュレータ利用申込書（小学校用）」により受け付けるものとし、当該申込期間以外の申込みは原則として受け付けない。

4 シミュレータの交通安全講習会等における実施時間は1回当たり概ね1時間を基本とするが、開催時間の前1時間、実施後約30分を設営・撤収作業に要するので、利用者は余裕をもって設営・撤収が可能な日時を選定し、申込みを行うものとする。

5 都は利用者からの利用申込書の送付を受けた場合、申込内容を確認の上、実施の可否を決定するものとする。

6 シミュレータの利用料は無料とする。

ただし、シミュレータ実施に当たり業者が準備する機材以外に必要な物品および費用（駐車場利用料を除く）は利用者が負担するものとする。

7 あらかじめ荒天が予想されるなど、シミュレータの実施が困難である場合の中止決定は、利用者と都

が協議の上で対応を決定するものとする。

- 8 キャンセルは14日前まで可能とする(小学校における利用予約を除く)。それ以降のキャンセルは、荒天時等やむを得ない場合を除き、原則として受け付けない。なお、小学校における利用予約のキャンセルについては、年度ごとの実施希望校募集通知の掲載内容のとおりとする。

(事故発生時の措置)

第6 利用者は、シミュレータの利用に関し、構成機器等の紛失又は故障等の事故が発生したときは、速やかに都に報告しなければならない。

- 2 前項の事故の原因が利用者にある場合は、利用者が損害に係る費用を負担しなければならない。

(利用報告)

第7 利用者は、歩行者シミュレータを利用した日から2週間以内に、都が別途通知する方法により実施結果を報告するものとする。

(その他)

第8 本要領に定めのない事項及び不測の事態が生じた場合、都は利用者及び業者と協議の上、当該事項及び事態への対応等を決するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

歩行者シミュレータ構成表

【大型液晶モニタ3画面版】

No.	区 分	品 名		数量
1	制御装置	1	本体システムパソコン	1
2		2	移動型制御システムパネル用パソコン	1
3		3	モーションセンサー	1
4	映像出力装置	1	大型液晶モニタ	3
		2	後方液晶モニタ	1
5	収納設備装置	1	大型液晶モニタ収納・設置キャビネット、小型キャビネット	3
6		2	小型キャビネット	1

【ヘッドマウントディスプレイ版】

No.	区 分	品 名		数量
7	制御装置	1	本体システムパソコン	1
8		2	移動型制御システムパネル用パソコン	1
9		3	モーションセンサー	1
10	映像出力装置	1	ヘッドマウントディスプレイ	1

【周辺機器】

No.	区 分	品 名		数量
11	結果出力装置	1	プリンター	1